

平成23年4月から「障害年金加算改善法」の施行により 障害年金の配偶者や子の加算制度が改正されました。

平成23年3月まで

- 障害年金を受ける権利が発生した時点で、加算要件を満たす配偶者や子がいる場合に加算がされていました。

平成23年4月から

- 障害年金を受ける権利が発生した後に、結婚や子の出生等により加算要件を満たす場合にも、届出により新たに加算されることになりました。

新たに配偶者や子の加算ができる方とは

○ 障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を同じくする配偶者や子がいる方

◆ 配偶者の加算が可能な年金

- ・ 1、2級の障害厚生（共済）年金
- ・ 1、2級の旧法厚生年金保険・船員保険にもとづく障害年金（職務上の船員保険障害年金は1～5級）

◆ 子の加算が可能な年金

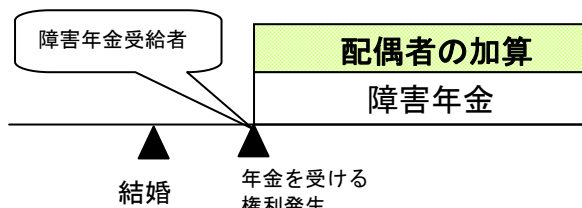
- ・ 1、2級の障害基礎年金
- ・ 1、2級の旧法国民年金にもとづく障害年金
- ・ 1、2級の旧法厚生年金保険・船員保険にもとづく障害年金（職務上の船員保険障害年金は1～5級）

- ※ 旧法にもとづく年金とは、昭和61年4月1日前に年金を受ける権利が発生した年金をいいます。
- ※ 配偶者の加算は、配偶者自身が障害年金や加入期間が20年（厚生年金保険の中高齢者の特例に該当する方はその期間）以上の老齢および退職を事由とする年金を受けている間は停止されます。

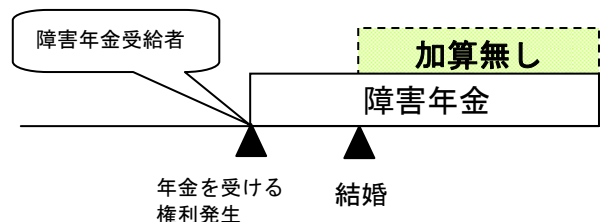
配偶者の加算が行われる具体例

平成23年3月まで

例—1

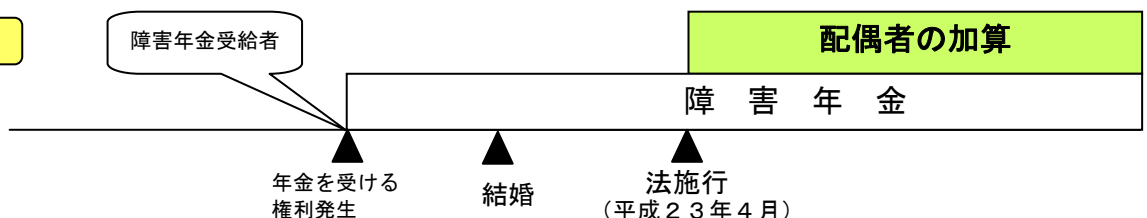


例—2



平成23年4月から

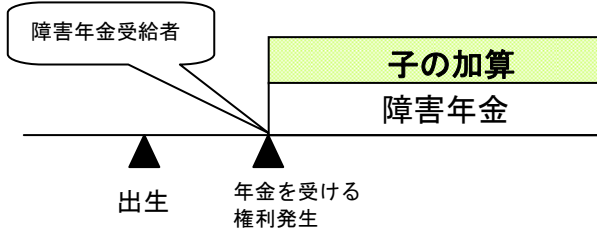
例—2の場合



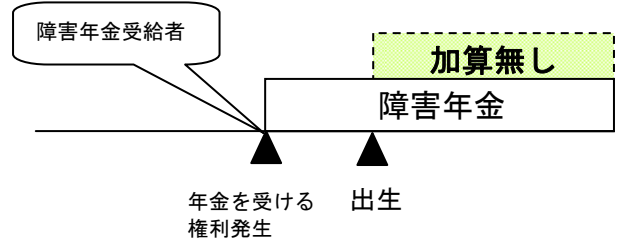
子の加算が行われる具体例

平成23年3月まで

例—1

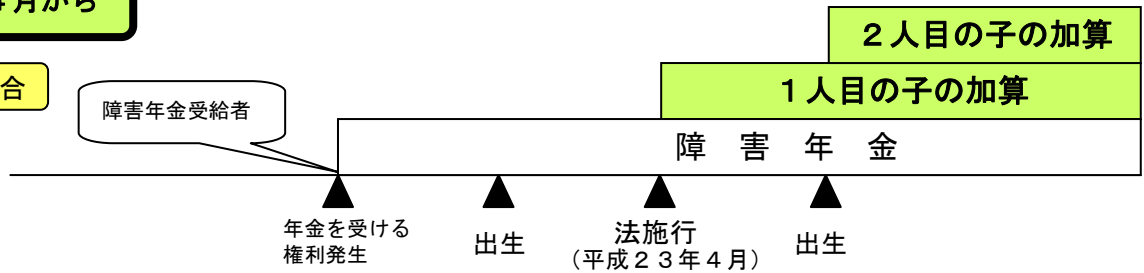


例—2



平成23年4月から

例—2の場合



障害年金の子の加算と児童扶養手当は同時に受けられません！

同一の子を対象とした障害年金の子の加算と配偶者の方へ支払われる児童扶養手当の両方を受けとることはできません。

児童扶養手当と障害年金の子の加算のどちらを受けるかについては、今回の制度改正に伴い、原則として、配偶者への児童扶養手当の金額と障害年金の子の加算で金額の高い方を受けられるようになりました。(現に障害年金の子の加算を受けている方も含めて平成23年4月より対象となります。)

ただし、児童扶養手当には所得制限があるほか、障害年金の子の加算も子的人数によって金額が異なるため、詳しくは下記の照会先へお問い合わせ願います。

○参考：障害年金の子の加算と児童扶養手当額(月額)の対比 (平成23年度月額)

| | 障害年金の子の加算 | 児童扶養手当 |
|-------|-----------|---------------|
| 1人目 | 18,916円 | 41,550～9,810円 |
| 2人目 | 18,916円 | 5,000円 |
| 3人目以降 | 6,300円 | 3,000円 |

【障害年金加算改善法について】

- ・お近くの「年金事務所」「街角の年金相談センター」または「ねんきんダイヤル」0570-05-1165 (平日8:30～17:15) までお問い合わせください。※IP電話・PHSからは03-6700-1165
- 日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp>)

【児童扶養手当額や児童扶養手当制度について】

- ・お住まいの市区町村役場の児童扶養手当担当窓口